



地域安全ニュース

令和5年
5月号
(5月17日発行)

東近江警察署
防犯マスコットキャラクター
さんぼうくん

発行※東近江・愛知地区防犯自治会／情報提供※東近江警察署
事務局※東近江市防災危機管理課内 東近江市八日市緑町10番5号
TEL:0748-24-5617 IP:050-5801-5617 FAX:0748-24-0752



6月9日は『ロック(鍵かけ)の日』



～防犯の基本は ひと声かけて 鍵かけて～

住宅や事務所、店舗などに侵入し現金等を盗む**侵入盗**
車内の現金や貴重品を盗む**車上ねらい**
自動車、オートバイ、自転車を盗む**乗物盗**
これらの被害の多くは、鍵のかけ忘れなど、無施錠が原因です。



さんぼうくん

東近江警察署管内での窃盗被害
(令和5年1月から4月末まで)



総数 153 件 (前年同期比+50 件)

- ◆侵入盗 17 件 (前年同期比+1 件)
 - ◆乗物盗 21 件 (前年同期比+8 件)
 - ◆その他 115 件 (前年同期比+41 件)
- ↳ 車上ねらいなど

侵入盗の被害防止対策

- ※少しの間でも必ず鍵をかける
- ※鍵を2個つける
- ※足場になりそうなものを窓の近くに置かない
- ※現金は必要最低限にし、わかりにくい場所に保管する
- ※店舗には現金を置いたままにしない

車上ねらいの被害防止対策

- ※自宅でも車内に荷物を置いたままにしない
- ※駐車する時は短時間でも必ず鍵をかける

いつも
鍵をかける習慣を!!



乗物盗の被害防止対策

- ※いつでもどこでも自宅でも必ず鍵をかける
- ※自転車やオートバイには、はじめから取り付けてある鍵とは別に、ワイヤー錠などを付ける



4月中の犯罪発生状況 (東近江警察署管内)

刑法犯認知件数 57 件 (うち窃盗犯 35 件)

【4月中に被害届が受理された件数】

■主な犯罪の発生状況■

自転車盗	6件 (無施錠)
車上ねらい	5件 (うち無施錠4件)
万引き	5件
侵入盗 (忍込み・更衣室荒らし)	2件
自動車盗	1件 (キーあり)
オートバイ盗	1件

東近江警察署管内では、インターネットを利用した詐欺が発生しています。少しでも迷ったら、一人で悩まず家族などに相談しましょう。

「自分は大丈夫。だまされない!」と思わないで!!



★防犯のための三方よし「私の心がけよし! 家族の声かけよし! 地域の支え合いよし!」★




注意 続く予兆電話と特殊詐欺被害

県内では、依然として詐欺の予兆電話と被害が相次いで発生しています。特殊詐欺の手口を知ることで、犯人からの電話などがあっても被害にあわずに済むケースがあります。特殊詐欺の手口を知って詐欺被害にあわないように注意しましょう。

!! 特殊詐欺は、現在、10 類型の手口に分けられています。 !!


1 オレオレ詐欺
親族、警察官、弁護士を装い、金銭をだまし取る（脅し取る）手口のこと。



2 預貯金詐欺
親族、警察官、銀行員などを装い、キャッシュカードやクレジットカード、預金通帳などをだまし取る（脅し取る）手口のこと。

3 架空料金請求詐欺
メールやはがきで、ウソの事実を口実とし、金銭等をだまし取る（脅し取る）手口のこと。

パソコンを操作中にウソの警告画面を表示する等し、パソコンの修理代やサポート料金名目として、金銭等をだまし取る手口も含む。（サポート詐欺と言われるもの）



4 還付金詐欺
医療費や税金の還付などに必要な手続きとだまし、携帯電話等で被害者にATMの操作方法を指示して、犯人の口座にお金を振り込ませる手口のこと。

被害者は、自分の口座に振り込まれると思い、犯人の指示どおりATMの操作を行う。

6 金融商品詐欺
架空又は価値の乏しい未公開株、社債の有価証券、外国通貨、高価な物品などに関する偽の情報を提供し、購入すれば利益が得られるものと嘘をつき、その購入名目などで金銭をだまし取る（脅し取る）手口のこと。

5 融資保証金詐欺
実際には融資しないにも関わらず、融資を申し込んできた者に対し、保証金などの名目で金銭をだまし取る（脅し取る）手口のこと。

7 ギャンブル詐欺
不特定多数の者が購入する雑誌やインターネット上に「パチンコ打ち子募集」などと掲載したり、不特定多数の者に対して同じ内容のメールを送信するなどし、これに応じて会員登録などを申し込んできた被害者に対して、会員登録料や情報料などと言ってお金をだまし取る（脅し取る）手口のこと。


8 交際あっせん詐欺
不特定多数の者が購入する雑誌等に「女性紹介」などと掲載したり、不特定多数の者に対して「女性紹介」などと記載したメールを送信するなどし、これに応じて紹介等を求めてきた被害者に対し、会員登録料金や保証金の名目で金銭などをだまし取る（脅し取る）手口のこと。

ロマンス詐欺と言われる詐欺は、SNS等で知り合い、関係性を構築した上で、その特定の者を狙い、資産の搬送手数料や投資名目などで現金等をだまし取る手口。

9 その他の特殊詐欺
1～8のいずれにも該当しない特殊詐欺。

詐欺にだまされないための3つの決め事 +1(プラスワン)

- ① 見えない相手は信じない
- ② 電話で、お金や暗証番号の話はしない
- ③ ATMへ行け、コンビニに行けなど、相手の指示には従わない

+ 動く前の相談 

10 キャッシュカード詐欺盗
警察官や銀行員、大手百貨店職員などを装って、被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている。」などと言って自宅に赴き、被害者に印鑑を持ってくるように頼む等して、キャッシュカードから目を離す隙を作るなどして、その隙にキャッシュカードを盗み取る手口のこと。

